

宮津・与謝地域の在宅看取りサポートシステム(取り決め事項)

- 1) かかりつけ医不在時の緊急対応日時:原則として土曜・日曜・祝日(時に学会出張など平日のこともあり)。
- 2) 医師派遣依頼書の提出:看取り往診の後日、看取り往診を依頼したかかりつけ医(医療機関)から北部医療センターに医師派遣依頼書を提出する。
- 3) 依頼医の資格:原則として与謝医師会員のかかりつけ医とする。
- 4) 看取りサポート医への連絡:かかりつけ医が夜間受付に電話し、担当の北部医療センター医師へ取り次ぐ。看取りサポート医は基本的には北部医療センターのオンコール医。かかりつけ医が看取り患者に関連の強い科のオンコール医に願います。北部医療センターと関連のない患者や関連した科のオンコールが都合が悪い場合は夜間受付から現在待機中(救急診療中でない)科のオンコール医に依頼をうけてもらえるか尋ねていただく(その順番はかかりつけ医と受付とで相談)。
- 5) 患者情報提供の方法:訪問看護師(もしくは施設の看護師)から情報提供(訪問看護指示書の内容等)を受ける。(宮津訪問看護ステーションの場合は自宅に患者情報のファイルが置いてある)
- 6) 費用:かかりつけ医が電話依頼しサポート医が引き受けた時点で発生する。原則として1件当たり6万円を北部医療センターに支払う。サポート医は北部医療センターから一定額を受け取る。ただし特別養護老人ホームの入所者に関しては保険のシステム上5万円とする。
- 7) 死亡診断書の作成:原則として死亡診断書はかかりつけ医が後刻自院に帰って作成する。死亡確認日時はサポート医が確認した日時となる。なお死亡診断書(場合によっては検案書)作成にあたってはかかりつけ医が責任をもって処理する。サポート医の先生にお手数やご迷惑をかけることはありません。